

意見書案第11号

EPA基本方針の策定について

別紙のとおり意見書案を提出する。

平成22年11月5日提出

提出者議員	村	木	中
賛成者議員	谷	口	洋一
〃	伊	澤	幸信
〃	武	田	明夫
〃	増	山	宣之
〃	石	黒	武美
〃	仁	志	紘一
〃	橋	本	順二

E P A基本方針の策定に関する意見書

国は、本年3月に閣議決定した「新たな食料・農業・農村基本計画」において、食料・農業・農村政策を国家戦略の一つとして位置づけ、食料自給率の向上に向けた施策を重点的・効率的に実施する。また、国際交渉への対応については、E P A（経済連携協定）・F T A（自由貿易協定）について、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興等を損なうことは行わないことを基本に取り組むとしている。

こうした中で、菅内閣は、6月に策定した「新成長戦略」に具体的に向けて、T P P（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加検討を含む包括的経済連携協定に関する基本方針の策定に着手し、11月に横浜で行われるアジア太平洋経済協力会議（A P E C）の首脳会議までに取りまとめるとしている。

しかし、T P Pは、例外品目がなく100%自由化を実現する質の高いF T Aであり、T P Pへの参加は、食料自給率向上と多面的機能の発揮を目指す食料・農業・農村政策に大きな影響を及ぼすことになる。

万が一にも、我が国農業の重要品目である米や小麦、砂糖、牛肉、乳製品などの農畜産物の関税が撤廃されると、農水省試算では国内の農業生産額は4兆1,000億円減るとされ、道庁試算でも、関連産業を含め2兆1,254億円の損失が出るとの試算結果が示されるなど甚大な損害が予想される。

このため、E P A基本方針の策定に当たっては、下記事項の実現を強く求める。

記

1. 関税撤廃を原則とするT P Pへの参加は、北海道農業を初め地域経済・社会に壊滅的な影響を与えることから、断じて行わないこと。
2. E P A、F T Aなどの国際貿易交渉については、「新たな食料・農業・農村基本計画」（平成22年3月閣議決定）に基づき、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興などを損なうことは行わないとの基本方針を貫くこと。

以上、地方自治法第99条の規程により意見書を提出する。

平成22年11月 日

岩見沢市議会

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
農林水産大臣
経済産業大臣